

大泉町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

大泉町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨等	2
(1) 本計画の趣旨	
(2) 本計画の対象	
(3) 本計画の期間	
2. 本町の状況	3
(1) 在校等時間の定義	
(2) 大泉町立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限について	
(3) 本町の現状と課題	
①時間外在校等時間(月別平均時間)	
②年間の時間外在校等時間	
③時間外在校等時間(月別区分別割合)	
④時間外在校等時間の推移	
3. 本計画の目標	6
(1) 時間外在校等時間に関する目標	
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し	
(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5. 実効性の確保	10
(1) 大泉町教育委員会における取組	
(2) 大泉町立学校における取組	
(3) 保護者・地域・関係団体との連携	

大泉町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月24日

大泉町教育委員会

1. 計画の趣旨等

(1) 本計画の趣旨

学校における働き方改革の取組は全国的に進められているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況は、依然として大きな課題となっている。

群馬県教育委員会においては、平成29年以降、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、ICT等を活用した勤務時間の把握など、教職員の多忙化解消に向けた具体的な取組を進めてきたところである。また、これらの提言を踏まえ、関係団体等との連携により、継続的に働き方改革を推進してきた。

大泉町教育委員会においても、これまで群馬県教育委員会の取組方針に準じ、教職員の多忙化解消や勤務環境の改善に向けた取組を進めてきた。

さらに、令和6年3月に策定された「群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）」では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」を最上位目標に掲げ、教職員の働き方向上の観点から、多忙化解消やワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上に向けた施策が示されている。

大泉町教育委員会としても、これらの理念を共有し、町立学校における教育活動の質の向上と、教職員の健康確保の両立を図る必要がある。

国においては、教師の処遇改善及び学校における働き方改革の一層の推進を目的として、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）が改正されるとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）が全部改正され、令和7年9月25日付で告示された。これにより、服務を監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条の規定に基づき、国指針に即した「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、計画的に取組を進めることが義務付けられた。

大泉町教育委員会では、これまでの県方針に準じた取組を踏まえるとともに、上記給特法及び国指針の改正の趣旨を踏まえ、大泉町教育大綱の基本方針である「夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち」の実現に向けて、ここに「大泉町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

本計画に基づき、町立学校における働き方改革を一層推進するとともに、教職員一人一人が心身ともに健康で、意欲とやりがいをもって教育活動に専念できる環境の整備を図っていく。

（２）本計画の対象

本計画は、大泉町立学校の教育職員（給特法第２条第２項に規定する者。以下「教員等」という。）を対象とする。

なお、それ以外の職員（事務職員等）については、労働基準法第３６条に基づく協定（以下「３６協定」という。）における時間外労働の限度時間が適用されることに留意しつつ、業務量の適切な管理及び健康並びに福祉の確保を図るものとする。

（３）本計画の期間

令和８年度から令和１１年度まで（４年間）

２．本町の状況

（１）在校等時間の定義

本計画における「在校等時間」は、国指針に示されている「在校等時間」を基本とする。具体的には、次の①及び②の時間の合計から、③及び④の時間を控除した時間とする。

- ①給特法第６条及び県条例第７条第２項に規定される業務（以下「超勤４項目」という。）以外の業務を行う時間を含め、教員等が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ②校外における勤務のうち、職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等、超勤４項目以外の業務に従事している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ③所定の勤務時間外に校内において、教員等が自らの判断に基づき、自己の力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他の業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該教員等が申告した時間
- ④前各号に掲げるもののほか、在校等時間として合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間

（２）大泉町立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限について

国においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び同法に基づく指針等により、教育職員の業務量の適切な管理を図る観点から、時間外在校等時間の上限の目安が示されている。

大泉町教育委員会においては、国が示す基準に準拠し、時間外在校等時間の上限を意識した業務量の適切な管理に努めている。具体的には、国の基準に基づき、時間外在校等時間について、次に掲げる時間の上限を目安として、業務量の適切な管理を行うものとする。

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とすることを目指す。

- １箇月　４５時間以内
- １年間　３６０時間以内

(3) 本町の現状と課題

本町における教育職員の令和6年度の時間外在校等時間の現状と課題は、以下の通りである。

①時間外在校等時間(月別平均時間)

年月	小学校	中学校
令和6年 4月	38:56:00	54:11:40
令和6年 5月	33:57:15	51:20:40
令和6年 6月	30:43:30	48:02:00
令和6年 7月	22:28:00	41:57:00
令和6年 8月	4:03:30	10:26:20
令和6年 9月	25:00:30	43:43:40
令和6年 10月	30:11:00	46:30:20
令和6年 11月	26:32:00	43:29:20
令和6年 12月	21:51:00	34:28:00
令和7年 1月	20:56:15	34:56:00
令和7年 2月	23:51:30	35:52:00
令和7年 3月	28:08:16	40:46:26
令和6年度平均	25:33:14	40:28:37

毎月実施している時間外在校等時間調査より

令和6年4月～令和7年3月

令和6年度における月別平均時間外在校等時間の平均は、小学校で25時間33分、中学校で40時間28分であった。

これらの数値は、国が掲げる「令和11年度までに、1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度とする」という目標と比較すると、小学校は既に目標を達成している状況であるが、中学校は10時間以上超えており、部活動指導時間の影響が大きいと考えられる。

②年間の時間外在校等時間

下の表は、本町の小学校および中学校における教育職員の令和6年度の年間時間外在校等時間を、年間360時間を基準として分類した割合を示しています。

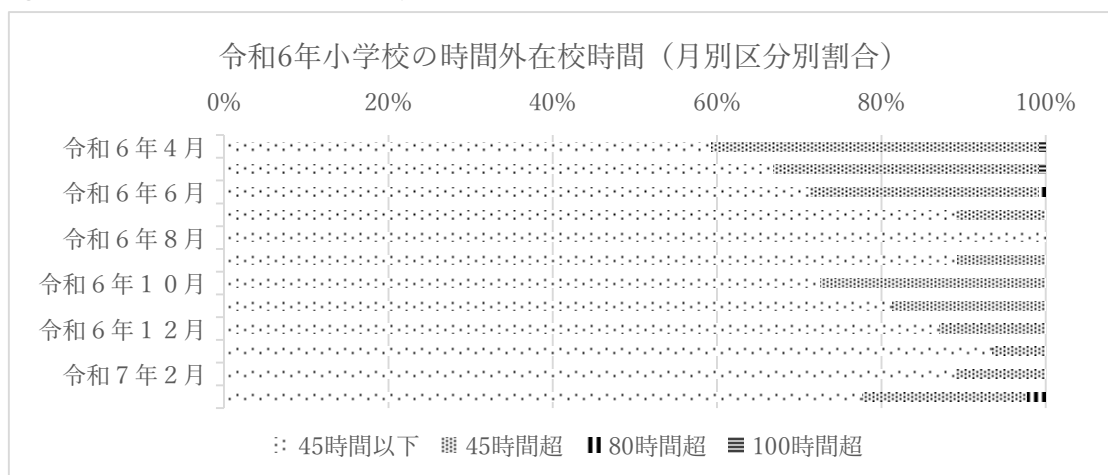
1年間(個人)	小学校	中学校
360時間以内	58.2	28.0
360時間超え	41.8	72.0
合計	100.0	100.0

毎月実施している時間外在校等時間調査より

令和6年度における教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間を分析した結果、年間360時間を超える教育職員の割合は、小学校で41.8%、中学校で72.0%であった。これ

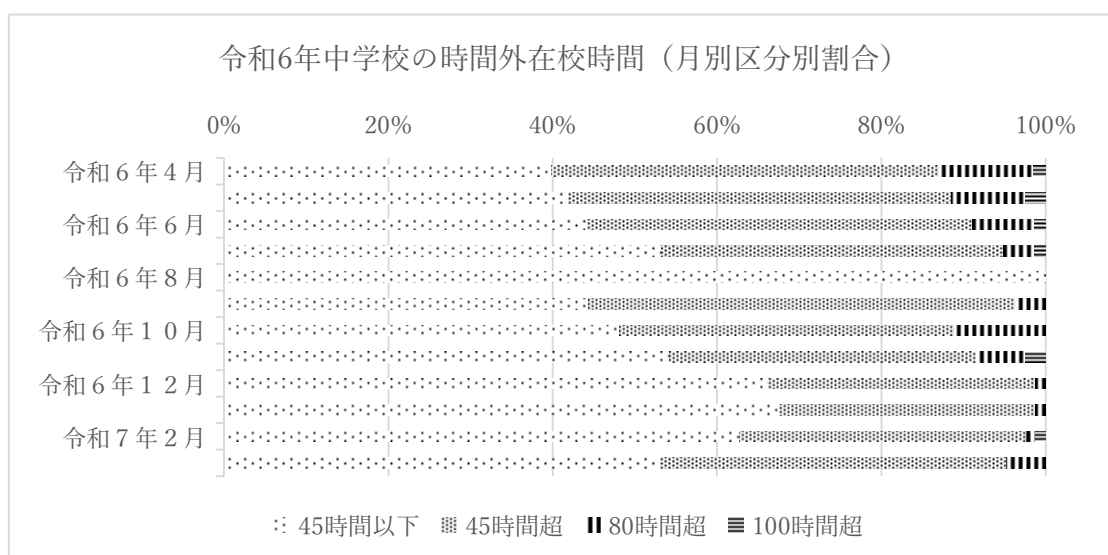
は、月平均で約30時間を超える時間外在校等時間となることを意味しており、国が掲げる「令和11年度までに月平均30時間程度とする」という目標と比較すると、個人単位で見た場合、小学校では約4割、中学校では約7割の教育職員が当該目標水準に達していない状況であることを示している。

③時間外在校等時間(月別区分別割合現状)



令和6年度の小学校における時間外在校等時間の状況を見ると、ほとんどの月において約7割以上の教職員が45時間以内に収まっているものの、年度当初の4月から5月にかけては、7割を下回っており、時間外在校等時間が多い傾向が見られる。この要因としては、学年・学級運営の開始や各種行事の準備等、年度当初特有の業務が集中することが考えられる。

一方、8月は夏季休業期間により、全ての職員が45時間以内となっている。



令和6年度の中学校における時間外在校等時間の状況を見ると、年間を通じて約4割以上の教職員が45時間以内に収まっているものの、年度当初の4月から6月にかけては、その割合が低下し、時間外在校等時間が多い傾向が見られる。この要因としては、学年・学級運営の開始や各種行事の準備等、年度当初特有の業務が集中することが考えられる。

④時間外在校等時間の推移

小学校における時間外在校時間等 45 時間超え・80 時間超えの教職員の割合の経年変化（％）

年月	45時間超	80時間超
令和 3 年10月	30.9	0
令和 4 年10月	33.9	0.7
令和 5 年10月	24	0
令和 6 年10月	27.4	0

令和 3 年から令和 6 年にかけて、小学校職員の時間外在校等時間における 4 5 時間超の割合は、おおむね減少している。具体的には、4 5 時間超の割合は 3 1 % から 2 7 % へ、8 0 時間超の割合はほぼ 0 % である。

中学校における時間外在校時間等 45 時間超え・80 時間超えの教職員の割合の経年変化（％）

年月	45時間超	80時間超
令和 3 年10月	42.1	6.6
令和 4 年10月	40.8	4.9
令和 5 年10月	51.8	2.4
令和 6 年10月	40.8	11.1

令和 3 年から令和 6 年にかけて、中学校職員の時間外在校等時間における 4 5 時間超の割合は年度により多少の増減はあるがほぼ変わらない状況である。8 0 時間超の割合は 6 . 6 % から 1 1 . 1 % へと増加している状況である。中学校における働き方改革の必要性は高い。

3. 本計画の目標

（１）時間外在校等時間に関する目標

以上の現状を踏まえ、次のとおり目標を定める。

- ・ 1 箇月当たりの時間外在校等時間が 8 0 時間を超える教育職員の割合
令和 1 1 年度までに 0 % とする。
- ・ 1 年間における 1 箇月当たりの時間外在校等時間の平均時間
令和 1 1 年度までに、3 0 時間程度に削減する。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する指標として、ストレスチェックの結果を継続的に集約・分析することで、実態把握と施策の検証に活用していく。次のとおり目標を設定する。【令和 7 年度の数値】

- ・ ストレスチェックの「仕事や生活の満足度」について「やや良い」「良い」と回答する教職員の割合を令和 1 1 年度までに 3 8 % 以上にする。【3 6 . 9 %】

- ・ストレスチェックの「働きがい」について「やや良い」「良い」と回答する教職員の割合を令和11年度までに41%以上にする。【39.7%】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合を令和11年度までに9%以下にする。【11%】

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

大泉町教育委員会では、給特法改正の趣旨を踏まえ、学校現場における業務の見直しと働き方改革を一層推進するため、業務量管理及び健康確保措置を具体化した。

本計画では、業務の3分類に基づく整理を行うとともに、ICTの活用や外部人材との連携等により、業務の効率化と教職員の負担軽減を両立させるための取組を示している。

これらの取組を通じて、教職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境の整備を図り、児童生徒に対する教育の質の一層の向上を目指すものである。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 通学路の見守り活動（「3分類」①関係）
 - ・通学路の安全確保については、地域住民や関係団体等と連携を図りながら、見守り活動を継続的に実施する。
- ◆ 学校徴収金の管理（「3分類」③関係）
 - ・学校徴収金（教材費等）の管理については、金融機関による口座振替の活用を推進し、教員が現金を直接取り扱う機会を減らす。
- ◆ 過剰な苦情・不当要求への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・過剰な苦情や不当な要求への対応については、スクールロイヤーや警察と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応を行う。
 - ・学校は、教育的配慮の範囲内で適切に対応するとともに、特定の教職員が一人で課題を抱え込むことのないよう、組織的な対応体制を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員等の協力を得ながら対応する。
 - ・校内の情報やデータを整理し、デジタルツール等の活用により、調査・統計業務に係る負担軽減を図る。
- ◆ ICT機器・ネットワーク設備の保守管理（「3分類」⑧関係）
 - ・ICT機器や校内ネットワーク設備の保守・管理については、委託業者等を活用し、教職員の業務負担軽減と安定的な運用を図る。
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールでの水泳指導及び管理については、民間業者への委託を試行し、その結果を踏まえた学校プール施設のあり方検討を行い、教職員の業務負担軽減を図る。

◆ 部活動の運営（「３分類」⑬関係）

- ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間及び休養日の基準を遵守する。
- ・地域との連携による地域展開を推進し、令和８年度から先行種目において休日の地域クラブ活動を開始する。その成果や課題を検証しながら、対象種目を段階的に拡大し、教員の業務負担軽減と持続可能な部活動運営を図る。

ハ 教師の業務であるが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備（「３分類」⑮関係）

- ・デジタル教材やＩＣＴツールの活用を促進し、授業準備の効率化と教育の質の向上を両立できるよう、定期的な見直しを行う。

◆ 学習評価・成績処理（「３分類」⑯関係）

- ・デジタル技術の活用により、学習評価や成績処理業務の効率化及び正確性の向上を図る。
- ・入試関連業務についても、ＩＣＴの導入を進め、教職員の負担軽減と円滑な運営を図る。

◆ 支援が必要な児童生徒及び家庭への対応（「３分類」⑰関係）

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ヤングケアラーコーディネーター等の専門スタッフや、警察、児童相談所等の関係機関と連携する。
- ・不登校への対応については、大泉町教育支援センター（あゆみ教室）等と連携するとともに、「つながんオンラインサポート（つなサポ）」の活用など、オンラインによる学習支援や相談支援を推進する。

ニ 上記３分類以外の措置の推進

大泉町教育委員会では、教職員の業務負担軽減及び校務の効率化を図るため、学校現場において、次に掲げる取組を推進する。

◆ 校務支援システムの活用

- ・校務支援システムを活用し、情報の共有や管理のデジタル化、ペーパーレス化を推進することで、印刷や配布に係る業務の削減を図る。

◆ 学校行事・研修の精選及びオンライン化

- ・学校行事や研修については、その目的や効果を精査し、教育的意義を確認した上で、教職員の業務負担軽減につながるよう見直しを行う。
- ・研修については、オンライン形式の活用を進め、移動時間の削減を図る。
- ・各校においては、年間計画の策定段階から、会議や研修の必要性を検討し、効率的かつ効果的な運営を行う。

（２）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の心身の健康を守ることは、教育の質の向上に直結する重要な課題であり、大泉町においても喫緊の対応が求められている。本町では、教職員の心身の健康の保持増進及び働き方改革の一環として、以下の取組を計画的かつ継続的に推進し、健康面及び福祉面の両側面から支援体制の充実を図る。

◆ 働きやすい職場づくり

- ・教職員相互の信頼関係や協力関係を基盤とした、同僚性の高い働きやすい職場環境の整備を進める。
- ・ハラスメントの未然防止に向け、風通しのよい職場づくりを推進する。

◆ 有給休暇の取得促進

- ・教職員が計画的かつ連続的に年次有給休暇を取得できるよう、学校における体制整備を進める。
- ・行事を持たない期間を設定し、学校全体で休暇取得を促進する文化の醸成を図る。

◆ メンタルヘルス研修の実施及び相談窓口の利用促進

- ・心の健康の保持増進及びメンタルヘルス不調の予防を図るため、メンタルヘルス研修やセルフケア研修等を継続的に実施する。
- ・公立学校共済組合と連携した各種相談事業について、教職員が気軽に安心して利用できるよう、さらなる周知を図る。

◆ ストレスチェックの実施及び結果の活用

- ・全校において年１回以上、ストレスチェックを１００％実施し、教職員自身によるストレス状態の把握を支援する。
- ・メンタルヘルス研修や情報提供を通じて、メンタルヘルス不調のリスク低減を図る。
- ・ストレスチェックの集団分析結果を踏まえ、管理監督者（校長）会議において周知徹底を図るとともに、職場環境改善に向けた取組事例の共有及び協議を行い、各校における主体的な改善を促進する。

◆ 医師による面接指導の実施

- ・月８０時間を超える時間外在校等時間が生じた場合には、労働安全衛生法及び「群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止対策実施要綱」に基づき、医師による面接指導を受ける機会を確保し、本人の申出に応じて実施できる体制を整える。
- ・校長は対象となる教職員を速やかに把握し、長時間労働による健康障害のリスクについて十分に説明した上で、必要に応じて面接指導につなげる。
- ・面接後は、産業医やスクールカウンセラー等との連携を強化し、必要に応じて勤務軽減措置を講じるなど、継続的なフォローアップを行う。

5. 実効性の確保

本計画は、学校における働き方改革及び多忙化解消に向けた総合的な方策の一環として策定するものであり、多忙化解消に向けた他の施策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識する必要がある。

本計画の実効性を確保するため、大泉町教育委員会、校長及び各教職員は、それぞれの立場に応じ、以下の取組を推進する。

(1) 大泉町教育委員会における取組

- ・大泉町教育委員会は、町立学校の管理運営について責任を有する立場として、教員等の勤務時間管理及び健康管理についても責任を負うことを踏まえ、各学校における在校等時間の記録状況を把握・分析するとともに、長時間労働の是正に向け、校長と連携しながら取組を推進する。
- ・教職員の在校等時間の状況について把握し、その結果を公表することにより、透明性のある業務量管理を推進する。また、町の関係会議等において本計画の進捗状況を報告し、関係機関との連携を図る。
- ・在校等時間の記録、ストレスチェック、業務状況調査等の複数の手法を活用し、目標の達成状況を、定量的（勤務時間、業務量等）及び定性的（職場環境、教職員の意識等）の両面から把握する。これらの結果については、校長会等において共有し、働き方改革に関する取組の改善につなげる。

(2) 大泉町立学校における取組

- ・各学校は、休憩時間及び休日の確保等、関係法令を遵守する。
- ・各校長は、本計画及び学校における働き方改革の意義や目的について校内で十分に共有するとともに、教職員の勤務状況を的確に把握した上で、勤務時間の長時間化を防止するため、業務の役割分担の見直しや業務の適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進める。
- ・各校長は、教員等の在校等時間を適切に把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定の休息時間が確保されるよう配慮する。
- ・国の指針に基づく時間外在校等時間の上限を著しく超える教員等が生じた場合には、当該教員の業務内容や執行体制、環境整備の状況等について事後的に検証を行い、再発防止に向けて速やかに必要な措置を講じる。
- ・教員等は、学校における働き方改革の趣旨及び目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間の記録を通じて自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら業務を遂行する。

(3) 保護者・地域・関係団体との連携

- ・大泉町教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革及び本計画の趣旨について、保護者や地域住民等に対して丁寧に周知し、理解と協力が得られるよう努める。